

『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（二）

A Study on Teaching of the Prohibition against Moonshine on *Zinzyo Shogaku Tokuhon* (2)

安 直哉

YASU Naoya

[キーワード Keyword] 『尋常小学読本』, 酒類密造矯正教育, 仙台税務監督局

[所属 Institution] 岐阜大学教育学部 (Faculty of Education, Gifu University)

[要 旨 Abstract]

本稿は「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（一）」（『岐阜大学教育学部研究報告＝人文科学＝』70巻1号、1-10頁）に続くものである。酒類密造を防止するために仙台税務監督局は学校教育に着目し、国定教科書の教材に酒類密造矯正の文意を組み込ませようとした。仙台税務監督局著『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』（1916年）等に取り上げられた国語教材を、その内容から〈行事〉〈教養〉〈養生〉〈精神〉〈社会〉に分類した。このうち本稿では〈教養〉教材の後半、〈養生〉教材、〈精神〉教材、〈社会〉教材の前半を取り上げる。

そうして出来上がった教授過程は、木に竹を接いだような不自然なものとならざるを得なかった。

1. はじめに

本稿は「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（一）」（『岐阜大学教育学部研究報告＝人文科学＝』70巻1号、1-10頁）に続くものである。

1899（明治32）年に法律改正によって自家用酒の製造が禁止された。しかし、特に東北地方の一部の農家はそれまでどおり酒類を密造し続けた。税務署は酒類密造の取り締まりを徹底的に行った。酒類密造をめぐる、農民（庶民）と税務署とのイタチごっこが続く。

東北地方の税務署を所管する仙台税務監督局は学校教育に着目した。国定教科書（特に修身科と国語科）の教材を厳選し、その文章から酒類密造罪悪感を学ばせるような教授細目を作成した。これが仙台税務監督局著『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』（1916年）である。同書を（福島県を除く）東北各県内の酒類密造激甚地の小学校に配布して実践を促した。実践成果を集約したものが仙台税務監督局著『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』（1919年）である。この二冊の本に掲げられている教授細目をもとに酒類密造矯正教育の実態を解明するのが本研究の目的である。

本研究では特に国語科の教材に研究を絞った。国定第二期国語教科書（『尋常小学読本』）の教材について、その内容から〈行事〉〈教養〉〈養生〉〈精神〉〈社会〉に分類した。前稿「『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（一）」では〈行事〉

教材と〈教養〉教材の前半を取り上げて考察した。本稿では、〈教養〉教材の後半、〈養生〉教材、〈精神〉教材、〈社会〉教材の前半を取り上げる。

2. 〈教養〉教材による酒類密造矯正教育（後半）

2-1. 巻12第8課「日本の女子」

上毛野形名は、蝦夷征伐に失敗しそうになったが、夜、形名の妻が侍女数人と弓を取って盛んに弦を鳴らした。賊はそれを聞いて兵が多いと錯覚して退去した。

瓜生保とその弟義鑑は、足利氏の兵に攻められて、二人とも戦死した。保の母は同時に二人の子を失っても悲嘆にくれることなく、「二子の戦死は家門の誉である。もう一人子どもがいたならば再挙を図ろう」と言って悲しむ様子も見せなかった。

彼女たちは非常時にも心を乱さなかった。婦人の道は夫を助けて家政を治め、子を教育して家名をあげることにある。いかなる事変に際しても自若として常を失わないのは日本女子の美德である。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「日本女子の美德」⁽¹⁾と記している。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「賢婦烈女の事蹟を知らせて、婦人の要道を悟らせるのが主眼」⁽²⁾だとしている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細

目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒密造の子女教育上に及ぼす弊害（第四節参照）」⁽³⁾と記されている。同書第四節を読むと、「密造を発見せらるるに当て其の責を一家の老嫗に嫁するもの多し」⁽⁴⁾と書かれている。密造が発覚しても家の老婆が主犯であると捏造して、老婆を投獄させることで対処する。そして一家の大黒柱の主人は温存しておくという家族ぐるみの防衛意識が広まっていた。この「附帯教授要項」は、そうした発想を断絶しようという意図と思われる。

2-2. 巻12第22課「主婦の務」

家中を整頓しておくのは主婦の務めである。食器・衣服を清潔にしておくのも主婦の務めである。火の用心も大切である。家内に病人が出ないようにするのも主婦の務めである。幼児の教育も主婦の務めである。主婦は常に家庭和楽の中心となるべきである。家計を取り仕切るのも主婦の務めである。儉約は守りつつも身分相応の交際費は必要である。(以上、本課の要約。)

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「家内の整頓、清潔、火の用心、衛生、育児、親睦、節儉、交際、慈善等凡べて一家の主婦たるもの心得べき主要のつとめを知らずのが主眼」⁽⁵⁾だとしている。

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課の「教授上の注意」では、「一、女子には特に注意して実践的意気を養ふべし。」⁽⁶⁾と記されている。明治末期の婦人教育の一端を知ることができる。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「前八課ノ復習」⁽⁷⁾と書かれている。第8課「日本の女子」と同主旨の復習だという。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、子女教育ニ関スル飲酒ノ弊ノ二、酒造税法」⁽⁸⁾と書かれている。女子にも飲酒の弊害や酒税をしっかりと教育することを指しているように思われる。

しかし東北地方の大正期の農村の主婦の実態はどうであったろうか。仙台税務監督局は東北地方の酒類密造の実態を詳細に調査して1920（大正9）年に報告書をまとめている。その中には次のように記されている。

自家用酒ハ農村ノ必需品タルノ観ヲ呈シ婦女子尚且之ヲ鯨飲シ其ノ醸造ハ又婦女子当然ノ職務トセラレ醸造技能ノ巧妙ハ婚嫁ノ一要件タリシト聞ク⁽⁹⁾

主婦も自家用酒を大飲するのみならず、自家用酒の醸造は主婦の職務とみなされ、自家用酒醸造技能の良し悪しが嫁ぐにあたっての目安になっていたというのである。現実には、酒類密造矯正の理想とはあまりにもかけ離れていたのであった。

2-3. 巻12第23課「孔子と孟子」

孔子はおよそ2460年前、中国の春秋時代に生まれた。魯の国に生まれ、魯の官吏となり、治績が大いに挙げた。孔子は義を以て人を動かした。孔子は智徳の最も円満に発達した人である。

孔子の道を伝えて大賢と言われるのは孟子である。孟子の母は我が子の教育に大変熱心だった。孟子が亡くなって二千余年、孔子と共にその名は益々高まっている。(以上、本課の要約。)

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「我が国道徳に關係ある仁義の主唱者として、また世界の偉人として、人格の崇高なる孔子と孟子との略伝を知らせて、道徳的修練をなすのが主眼」⁽¹⁰⁾だとしている。

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課の「教授上の注意」では、「一、孔孟の教は我国の道徳上に関係を及ぼせること至大なるが故に時間の余裕を以て適当に附説すべし」⁽¹¹⁾と書かれている。教科書本文で描かれているのは孔子・孟子の事績や逸話である。そのみに留まらず、孔子・孟子が説いた道徳思想も適宜教えるべきだというのである。穏当な発展学習と評価できる。

これに対して岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「飲酒の教育上に及ぼす影響」⁽¹²⁾と書かれている。孔子・孟子の事績と「飲酒の教育上に及ぼす影響」との関係は定かに判明しないが、孟子の母のように教育熱心であれば、飲酒に溺れるようなことは決してないという見解なのかと思われる。

3. 〈養生〉教材による酒類密造矯正教育

3-1. 巻8第20課「胃と身体」

口、耳、目、手、足等一同が胃に向かって言った。「我々は日々忙しく働いているのに、胃はただ座して食うのみだ。我ら一同申し合わせて今日から働くのを止める。」

その時から耳は食事の知らせを聞いても知らぬ風をし、目は食物を見ても見ぬふりをした。手は食事を口に入れることを止め、足は食堂に行くことを止めた。

二三日後、耳鳴り、目暗み、手足なえて動くことができなくなった。ここに至って胃は一同に言った。「私はただ座して食うことをしているだけではない。食物をこなして、これを血の製造場に送っているのだ。私が食物をこなすことがなかったら、全身を養う血はいかにして得られようか。私もまた諸君を養うために労働しているのだ。」

これを聞いて手足等一同は納得して感心した。(以上、本課の要約)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「胃の機能」⁽¹³⁾と端的に表現している。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「胃の構造、機能及び營養作用の一般を知らしめて、生理衛生に関する知識を与へ、協同一致の必要を知らしめ」⁽¹⁴⁾と書かれている。胃の消化作用によって血や栄養が身体に行きわたっていることを教授する教材になっている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように記されている。

酒を飲めば

- 一、病にかかり易き体質となること
- 二、短命の基なること
- 三、濁酒は殊に衛生上に害あること⁽¹⁵⁾

本課は胃の機能作用を説明しているだけであり、酒のことは一切書かれていない。しかし、この教授細目では酒が体に悪いことのみを述べている。文意と異なる内容を指導することになる。

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、次のように書かれている。

- 酒を飲めば病に罹り易き体質となること
短命の基となること
濁酒は殊に衛生上害あること⁽¹⁶⁾

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目における本課の「教育資料」では、「(1) 酒ト害 / (2) 大酒家ノ胃」⁽¹⁷⁾と書かれている。大酒家の胃が医学上どのように変異しているかを教えたものと思われる。

宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目における本課の「附帯編入事項」では、次のように書かれている。

- 次ノ事項ヲ附帯ス
酒ノ害酒ト胃腸病、酒ハ病ニカカリヤスキ体質ニ

ナラシム

酒ハ病ノ経過ヲ長カラシム

精神作用ヲ遅鈍ナラシム⁽¹⁸⁾

秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目でも本課へ「編入したる事項」として「酒の有害と胃腸病 / 精神作用を遅鈍ならしむること」⁽¹⁹⁾と書かれている。これらの教授細目では酒の害のうち、今日でいうアルコール依存症にあたる精神疾患にも言及しているのが特徴となっている。

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、次のように書かれている。

一、飲酒ノ害

1、生理的

- イ、病ニカカリ易キ体質
- ロ、病ノ経過ヲ長クスル
- ハ、短命ニナル

ニ、胃腸脳心臓血管肝臓

2、心理的

- イ、作業ノ能力ヲ刺戟ス

3、遺伝的害毒⁽²⁰⁾

「遺伝的害毒」とあることから、酒の害は遺伝するものと考えられていたことが分かる。

秋田県山本郡鹿渡尋常高等小学校の教授細目における本課への「編入事項」では、「酒の害毒を説く」⁽²¹⁾と記されている。宮城県登米郡石森尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「飲酒の害」⁽²²⁾と記されている。

宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「飲酒は胃を害するものなること」⁽²³⁾と記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「飲酒は胃を害し身体を虚弱にすること」⁽²⁴⁾と記されている。この程度なら胃に関する発展的話題として許容できよう。

3-2. 巻9第17課「養生」

多食多飲はよくない。食べ物はよく咀嚼せよ。未熟な果物、生煮えの肉、腐った魚を食べて一命を失う者もいる。汚い水を飲んで病にかかる者も多い。酒・煙草の害は今更言うまでもない。

不潔も病の種になる。運動不足となれば、食物の消化が悪くなり、血の巡りも鈍く、身体が弱って気分もふさぐ。常に無病で医者にかかることない人に養生法を聞いたところ、毎日運動することであると言う。

よく睡眠をとるのが良い。早寝早起きが良い。

換気を心掛けよ。時々野外に出て新しい空気を吸え。早朝に樹木の茂った公園を散歩せよ。日光浴をせよ。(以上、本課の要約。)

本課には、『尋常小学読本』全12巻中で唯一と思われるが、その文章中に「酒・煙草の害は今更に言ふまでもなし。」⁽²⁵⁾と、酒の害が明記されている。酒類密造矯正教育が最も自然に編入しやすい教材と言えよう。広島高等師範学校附属小学校の教授細目には本課の「教授要項」として、「養生法の一般観念(衛生思想の養成)」⁽²⁶⁾と書かれている。島田民治は本課について、「無病長命の法を知らしめんとての話なり。」⁽²⁷⁾と記している。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒の衛生上に及ぼす弊害(第四節参照)」⁽²⁸⁾と書かれている。同書第四節では「密造酒は常に隠密の間に製造し其の醸造操作に於て不完全なるを以て、最も人体に危害を及ぼすフーセル油の多量を包容するのみならず其の期節と場所とを択はざるか故に品質極めて不良なるもの多く且つ腐敗の期早し」⁽²⁹⁾と述べられている。密造酒の品質の悪さが人体に害毒を及ぼすことを指摘している。

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、「濁酒の衛生上に及ぼす弊害」⁽³⁰⁾と同一の文言が記されている。

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目における本課の「教育資料」では、「(1)酒ノ害ニツキ」⁽³¹⁾とのみ記されている。宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目における本課の「附帯編入事項」では、「酒ト胃腸病、病ニカカリヤスキ体質ニナラシム 酒ハ病ノ経過ヲ長カラシム 及短命、精神作用」⁽³²⁾と記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ害ノ1、健康ヲ害ス」⁽³³⁾と書かれている。

宮城県本吉郡密造激基地小学校の教授細目における本課に「編入したる事項」では、「飲酒の衛生上大害あること」⁽³⁴⁾と記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目における本課に「編入したる事項」では、「濁酒の衛生上に及ぼす影響」⁽³⁵⁾と書かれている。秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目における本課に「編入したる事項」では、「酒の衛生に及ぼす害」⁽³⁶⁾と記されている。秋田県山本郡

浅川尋常高等小学校の教授細目における本課に「編入したる事項」では、「飲酒の弊害を説く」⁽³⁷⁾と記されている。

以上を概観すると、『尋常小学読本』の教材のなかで、この「養生」課は酒類密造矯正教材として比較的落ち着いたがよいように思われる。

3-3. 巻10第21課「人ノ身体」

身体の中部に胸と腹がある。その上に頭をいただく。左右の手が肩から分かれ、二本の足は全身を支える。全身に二百餘の骨がある。骨は筋肉に包まれ、その上に皮膚が覆っている。

肺は空気を以て血を清潔にする。心臓は新しい血を全身に送り、戻ってきた血を肺に送る。

胃腸は食べ物を消化する。腸は不用なものを排出する。

頭には脳がある。脳は精神の宿るところで全身を支配する。目・耳・鼻・口はいずれも脳に近い位置にある。脳は重要な器官なので強堅な骨で包まれている。

強い力を要する部分には強い筋肉がある。

身体の構造は極めて複雑であり、一小部分の障害も全身の元気に関係するので、常に身体を大切に、強健にしなければならない。身体が健全であれば精神も快活になる。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「人体の構造及び重要器能の観念、衛生思想の養成」⁽³⁸⁾と記されている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒の衛生上に及ぼす弊害」⁽³⁹⁾と書かれている。『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、「濁酒の衛生上に及ぼす弊害」⁽⁴⁰⁾と同一の文言が記されている。本課では身体の構造や機能について論じられており、酒が身体に及ぼす影響について直接には論じられていない。

宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目における本課の「附帯編入事項」では、「酒ハ作業能力ヲ減ス、酒ト耐寒性、酒ト疲労、酒ト精神病」⁽⁴¹⁾と記されている。酒が身体に及ぼす悪影響が列記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、次のように書かれている。

一、酒ノ害

1、生理的害毒

- イ、病ニカカリ易キ体質
- ロ、病ノ経過ヲ長カラシム
- ハ、短命ナラシム
- ニ、胃腸脳心臓血管肝臓

2、心理的害毒

- イ、作業ノ能力ヲ刺戟ス

3、遺伝的害毒⁽⁴²⁾

巻8第20課「胃ト身体」とほぼ同一の「教授事項」となっている。

宮城県本吉郡密造激基地小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「飲酒の衛生上大害あることを知らしむ」⁽⁴³⁾と書かれている。宮城県登米郡石森尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「飲酒の害」⁽⁴⁴⁾とのみ記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、巻9第17課「養生」と同一の「濁酒の衛生上に及ぼす影響」⁽⁴⁵⁾と記されている。秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「酒の衛生に及ぼす害」⁽⁴⁶⁾と記されている。

概括すると本課の酒類密造矯正教授事項は巻9第17課「養生」のそれと同一または類似の記述となっている。両課とも同様の教育がなされたことがうかがえる。

4. 〈精神〉教材による酒類密造矯正教育

4-1. 巻7第23課「何事も精神」

雨だれもたえず休まず落ちれば石に穴を穿つ。我らも一旦心を定めたならば、それに励み進めば成せないことはない。小さい蟻も塔を築くことができる。燕も千里を渡る。人と生まれたからには定めた目標に進め。そうすれば成せないことはない。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「不撓不屈の精神」⁽⁴⁷⁾と記している。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「「精神一到何事不成。」の意を覚らしめ、勇往邁進の元気を喚起する」⁽⁴⁸⁾と説いている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、飲酒の弊害を知らしめ酒を飲まぬことの必用を説く
- 二、濁酒密造の犯法行為たると経済上風教上に及ぼす弊害とを知らしむ⁽⁴⁹⁾

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ害／1、克己心ヲ害ス」⁽⁵⁰⁾と記されている。飲酒の習慣によって、一念発起して何かに邁進する克己心が阻害されるという論理である。

4-2. 巻12第18課「苦楽」

苦があれば必ず楽がある。楽があれば必ず苦がある。苦から入るのが賢者であり、楽から入るのが愚人である。老後の安楽を願う者は若年の辛苦を厭うべきでない。

世を憤ったり、人をねたんだり、身をはかなんではいけない。世を憤るよりは率先して世を救済すべきである。

小さいことで未来を憂うるな。現在の職務に忠実であれば心も広く、体も豊かになる。

自分の守べきところを正しく行えば、憂苦なく、改善していけば身も自由になる。

進取の気象に富める人は、覚悟し熱心に行うので、成功に至る。快活な精神で事に当たれば成すことができよう。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「楽天的処世の教訓」⁽⁵¹⁾と述べている。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「苦痛と快樂との関係及努力によつて苦痛を変じて快樂となすべきを知らすのが主眼」⁽⁵²⁾であると記している。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、一時の苦みを忍んで永遠の幸福を望むへし
- 二、濁酒を密造すれば常時不安に苦しむものなり⁽⁵³⁾

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、次のように書かれている。

- 一時の苦を忍んで永遠の幸福を望むへし

- 濁酒を密造すれば常時不安に苦しむものなり⁽⁵⁴⁾

濁酒密造に手を出して不安感を抱くよりは、濁酒密造を我慢して、永安に過ごすほうがよいという趣旨の説法となるのであろう。

宮城県本吉郡密造激基地小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「一時の欲を満たさ

んかため密造して後に罰せらるること」⁽⁵⁵⁾と書かれている。欲を満たした後に到来する酒類密造の罰則を強調する内容となっている。

5. 〈社会〉教材による酒類密造矯正教育（前半）

5-1. 巻3第4課「ワタクシノウチ」

家には姉が一人、兄が三人、弟と妹が一人ずついる。一番上の兄は兵隊に行っている。姉は嫁に行った。私は妹の子守をしている。父や兄は毎朝早くから田んぼへ行く。晩御飯が済んだ後でおじいさんから面白い話を聞く。（以上、本課の要約。）

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「家庭の趣味を味はせると同時に各人の任務を明にすること」⁽⁵⁶⁾と述べられている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に担当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒を密造し又は租税を滞納して政府の手数をかくるか如きは其の家の不名誉なること」⁽⁵⁷⁾と記されている。濁酒密造が一家の不名誉となることを教授している。宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目では本課の「教育資料」として、次のように書かれている。

(1) 酒ヲ多ク飲ム人ノ不足ナウチハヨキウチナルコト

(2) 家内モ和合スルコト⁽⁵⁸⁾

酒豪がない家が良いとの教を説いている。

5-2. 巻4第1課「私どものまち」

私どもの学校は町の中ほどにある。学校の西隣は役場で、役場の真向かいには警察署である。その近くには郵便局もある。その筋向いに大きな呉服屋がある。このあたりは町中で一番賑やかなところで、大きな店が沢山ある。村の人々は毎日野菜や炭や薪を売りに来る。又町からは小間物や魚などを買って帰る。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課における「教授上の注意」には、「本課は（中略）地理の基礎的観念の育成に適せり。」⁽⁵⁹⁾と書かれている。郷土の地理を学ぶ教材として捉えられている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に担当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、町の規則を守るべきこと
- 二、人に迷惑をかけぬ様互に注意すべきこと

三、自己の町村の不名誉とならぬ様心掛くべきこと⁽⁶⁰⁾

町の内外に不名誉とならない行為を勧めている。酒類密造の発覚などは第一に不名誉なことであると論じたいものと思われる。

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目における本課の「教育資料」では、次のように書かれている。

(1) 私共ノ村ニハ割合ニ酒屋ト酒飲ミノ多イヤウナルコト

(2) 酒飲ノ少イ村ハヨイ村ナルコト⁽⁶¹⁾

村の地理のうち、特に酒屋を調べさせている。更には酒豪の多いことを案じるような指導が行われていたと思われる。

宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」としては、「密造するか如きは自己の名誉を傷くるのみならず町村の名誉をも汚すものなること」⁽⁶²⁾と書かれている。酒類密造が自分のみならず町村の名誉も傷つけることであると説得している。

5-3. 巻7第4課「商業問答」

品物と引き換えに代金を受け取るのが現金、後になって代金を受け取るのが掛けである。

かけねとは、値切られたら引くつもりで、高く言うものである。

小売りとは、使う人にすぐ売り渡すことであり、卸売りとは小売店へ大口に売り渡すことである。

問屋というのは、他人から頼まれて品物を売ったり買ったりして口銭を取る店である。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「商業の種類／商用語」⁽⁶³⁾と記している。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「商業上の術語とそれに関する一般的知識を授与するのが目的」⁽⁶⁴⁾であるとしている。

これに対して宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目における本課の「教育資料」では、「(1) 酒造業家モ正直ナルベキコト」⁽⁶⁵⁾と記されている。酒造業において適性価格で取り引きされることを説いているのであろうか。

5-4. 巻8第5課「働クコトハ人ノ本分」

朝が来たら皆起きる。母は朝食の支度をする。父は店の商売の用向きを調べている。新聞屋は新聞を、牛乳屋は牛乳を配達している。

大工はノコギリ、左官はコテ、石屋はノミ、それぞれの道具を持って、めいめいの仕事に取り掛かる。村では農夫が鋤をかついで田んぼへ出る。

学校ではもう授業が始まった。役所でも会社でも事務に取り掛かる。

皆めいめいの仕事をして毎日働いているのである。人の幸福は皆自分の働きで産み出すほかはない。働くことは人の本分である。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「労働の必要」⁽⁶⁶⁾と記している。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「各方面に於ける人生の勤労状態を授けて活動奮闘することは人生の本分たることを知らしめ、勤勉敢爲の徳を涵養するのが内容上に於て主眼とするところ」⁽⁶⁷⁾あるという。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、飲酒は作業の能力を減耗し怠慢の基となる
- 二、濁酒密造は犯法行為たるのみならず多飲の悪習を助長すること⁽⁶⁸⁾

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写した岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、次のように書かれている。

- 飲酒は作業能力を減耗し怠慢の基となる
- 濁酒密造は犯法行為なるのみならず多飲の悪習を助長すること⁽⁶⁹⁾

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」には、「一、飲酒ノ害ノ1、活動ヲ忌ム」⁽⁷⁰⁾とのみ記されている。

多飲酒のため労働が滞ったり、就労できない者がいたものと思われる。そのような状態を忌む意味合いで本課が利用されたのであろう。

5-5. 巻9第22課「貯金」

一日一銭・二銭ずつでも積み立てていけば、五年・十年後にはかなりの金額となる。高価な必要品も買えるし、家業の元手の一部にもなし得る。

安全に貯えるには郵便貯金が良い。銀行に貯金する方法もある。郵便局も銀行も、金銭を預けた者には通帳を渡す。通帳は大切に保管しておきなさい。

預貯金残高が増えていくのは楽しいものである。平生から一銭・二銭ずつでも貯えることを心掛けるべき

である。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「貯金の必要及び貯金の方法に関する心得」⁽⁷¹⁾と記されている。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「此の課は貯金のことを教ふる国民教材である。(中略)貯金の必要、趣味及方法を教へ、併せて勤儉貯蓄の風を養はんとするのが本課の主眼である。」⁽⁷²⁾と書かれている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒密造の経済上に及ぼす弊害」⁽⁷³⁾と記されている。『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写した岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、「濁酒密造の経済上に及ぼす弊害」⁽⁷⁴⁾と記されている。同様に秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」でも、「濁酒密造の経済上に及ぼす弊害」⁽⁷⁵⁾と記されている。

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目における本課の「教育資料」では、「(1) 酒ヲ節シ或ハ禁ジテ貯金スルノ必要」⁽⁷⁶⁾と書かれている。酒類密造のみならず、飲酒そのものを節制・禁止する方向が示されている。宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目では本課における「附帯編入事項」として、「酒ト金銭ノ浪費時間ノ浪費」⁽⁷⁷⁾と記されている。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ弊ノ1、金銭ノ徒費」⁽⁷⁸⁾と記されている。いずれも飲酒の経済上の浪費を説いている。

5-6. 巻11第3課「分業」

一箱のマッチを作るにも手数がかかり複雑である。大勢の人が手分けして別々の仕事をするを分業という。全体の人が同じ仕事をするよりも、分業のほうが品物の出来映えが良く、製造高も多い。

人にはその身体・才能などによって、仕事に適不適がある。分業法によれば、人々が最も適した仕事をすることになる。分業ならば毎日同じ仕事をするので早く熟練できる。

分業には大きな利益があるが、注意しなければならないことは、共同一致ということである。分業でする仕事は皆全体の一部であるから、共同一致の考えがなければ分業の目的は達せられない。

文明が進歩するに従い、分業は益々発達する。国家全体から言えば、農夫は田畑を耕し、大工は家屋を作り、商人は物品を売買する等、皆分業に外ならない。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「分業の利益及び注意(経済思想の養成)」⁽⁷⁹⁾と記されている。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「分業の意義利益及分業上共同一致が必要であることを知らせなければならぬ」⁽⁸⁰⁾と書かれている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒密造の地方産業上に及ぼす弊害」⁽⁸¹⁾と記されている。濁酒密造による罰科金額の多さが、地方・個人に損害を与えているという状況認識である。

5-7. 巻11第27課「平和なる村」

我が村は戸数三百、人口千四百余いる。全村農業を以て生計を立てている。村の財産家は先んじて耕作・養蚕・養鶏・養魚の模範を示している。また麥稈真田を編み花筵を織ることが行われ、十二三歳の少女にも手仕事がある。全村が豊かで、皆家業を楽しんでいる。

村役場と学校とは相並んで村の中央にある。村長は村の旧家の生まれで、深く村民に敬愛され、二十余年間連続している。校長も着実温厚な人で皆に慕われている。

村会議員も全村一致して選挙し、村会では大抵原案の可決するのを常としている。

耕地整理にも先んじて着手して、昨年完成した。用水路の改修が行われ、灌漑・排水が良くなって、二毛作をなし得る良田も増えた。里道の改修も完成し、荷車や人力車が通れるようになった。青年会は、その一事業として杉・檜の植林を営み、その利益を学校の基本金などに充てた。

万事この有様なので、一村は一家の如く和合し、二十年来、未だ一人の犯罪者も出していない。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として、「村治殖産村会耕地整理等に関する理想の農村の概況(自治心の養成)」⁽⁸²⁾と記されている。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「村治、殖産、村会、耕地整理等に関し、理想的の農村を知らしめ」⁽⁸³⁾るものとされている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、濁酒の密造は

多額の脱税を謀り国の歳入を侵蝕す

家庭を紊し一村の平和を破る

率直の美風を化して陰険の悪風となす

他の刑法上(官吏の職務執行妨害、封印の破毀、差押物件の強窃盗)の犯罪を誘ふ

親戚知己隣佑の交情を破る

学校教育の妨害となる(中略)

地方の風紀を紊す⁽⁸⁴⁾

濁酒密造によって、村のすべての潤滑に支障が生じることを詳説している。

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写した岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、次のように簡略化されて書かれている。

濁酒密造は多額の脱税を謀り国に歳入を侵蝕す
家庭を紊し一村の平和を破る

率直の美風を化して陰険の悪習となすこと⁽⁸⁵⁾

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目における本課の「教育資料」では、「(1)飲酒家ト酒屋ノ多少/(2)本村ノ右ニ関スル状況」⁽⁸⁶⁾と記されている。本小学校が在る村に於て、飲酒量に見合った酒屋はあるかを調べる必要を説いている。両者が不釣り合いならば、そこに濁酒密造の可能性が見出せるということであろう。

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」では、「一、飲酒ノ弊害/1、親睦ヲ害ス/2、共同一致ヲ欠ク」⁽⁸⁷⁾と記されている。宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「密造違犯者は他町村に対し不名誉なること且つ村の平和を乱すものなること」⁽⁸⁸⁾と、酒類密造者は村の平和を乱す者と指弾している。宮城県登米郡石森尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「密造者を出さぬ様にすること」⁽⁸⁹⁾とのみ記している。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「濁酒密造は村の平和を害すること」⁽⁹⁰⁾と述べている。岩手県紫波郡佐比内尋常高等小学校の教授細目における本課の「附帯教授事項」では、「濁酒密造は吾地方の悪習なれば絶体に矯正すべきこと」⁽⁹¹⁾と、当事者意識を前面に出し

て密造撲滅を掲げている。

5-8. 巻12第24課「大国民の品格」

世界強国の国民たる名誉を負うものは、これに相応する品格を備えていなければならない。国民は個人の集合であるから、個人の品格ということになる。特に他国民の注意を引くものは公德と度量である。

公德とは公衆の衛生を重んじ、社会の規律を尊び、公共の物品を大切に等、衆人の利害を考えて不適切な行為を慎む徳義をいう。公共交通機関や公共営造物においても、もし公衆の間に規則を守り、規律を重んじる心が乏しかったら、その運用は完全でなくなる。

人種・宗教・風俗を問わず、四海兄弟の精神を以て等しく親愛するのが、大国民の度量である。

他国に行つて観察すると、その国民の品格が分かる。我ら五千万の同胞は常に大帝国の国民であることを意識して、大国民の品格を高めるようにしなければならない。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目には本課の「教授要項」として、「大国民の備ふべき品格」⁽⁹²⁾と記している。佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「公德心を涵養し、寛大なる度量を養成するのが主眼」⁽⁹³⁾だとしている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「一、濁酒密造と公德／二、公德を重んぜざるものは国民の恥辱なること」⁽⁹⁴⁾と書かれている。

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写した岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、「濁酒密造と公德／公德を重んぜざるものは国民の恥辱なること」⁽⁹⁵⁾と書かれている。濁酒密造は公德心の欠如の為せることであり、それは国民の恥辱であると指摘している。

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目における本課の「教授事項」には、「一、飲酒ノ害／二、飲酒ノ弊風／1、職務怠慢／2、時間ノ徒費／3、違約／4、無礼ナル言動」⁽⁹⁶⁾と記されている。秋田県山本郡鹿渡尋常高等小学校の教授細目の本課への「編入事項」としては、「濁酒密造は法令に反し飲酒は諸徳を害する原因となること多し、酒の害毒を説く」⁽⁹⁷⁾とされている。

宮城県本吉郡密造基地小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「国法を犯すは大国民の爲すへからさること」⁽⁹⁸⁾と記されている。宮城

県登米郡石森尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「遵法の義務」⁽⁹⁹⁾と記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」では、「密造は大国民の品格を下すこと」⁽¹⁰⁰⁾と警告している。

6. まとめ

本稿で調べた限りにおいては、酒類密造矯正教育は、単に濁酒密造のみにとどまらず、過度な飲酒行為の撲滅も図っている。その理由としては、家内の安全や治安の維持等の配慮があったものと思われる。ただ、そうした理由があったにせよ、酒類密造矯正を意図しては編纂されていない『尋常小学読本』に、酒類密造矯正思想を付加することは、木に竹を接ぐ行為に外ならず、相当に不自然な教授過程にならざるを得なかったと批判できよう。

【注】

- (1) 広島高等師範学校附属小学校(1913)『各科教授細目』、国語科144頁。
- (2) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編(1910)『尋常小学読本教授要鑑 第六学年用』、114頁。
- (3) 仙台税務監督局(1916)『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』、20頁。
- (4) 注3に同じ。77頁。
- (5) 注2に同じ。165頁。
- (6) 注1に同じ。国語科149頁。
- (7) 注3に同じ。20頁。
- (8) 注3に同じ。62頁。
- (9) 仙台税務監督局(1920)『東北六県酒類密造矯正沿革誌』(谷川健一編(1979)『日本庶民生活史料集成 第21巻 村落共同体』三一書房、536頁。)
- (10) 注2に同じ。167頁。
- (11) 注1に同じ。国語科149-150頁。
- (12) 仙台税務監督局(1919)『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』、41頁。
- (13) 注1に同じ。国語科107頁。
- (14) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編(1911)『尋常小学読本教授要鑑 第四学年用』、172頁。
- (15) 注3に同じ。14頁。
- (16) 注12に同じ。36頁。
- (17) 注3に同じ。41頁。
- (18) 注3に同じ。50頁。
- (19) 注12に同じ。45頁。
- (20) 注3に同じ。61頁。

- (21) 注3に同じ。67頁。
- (22) 注12に同じ。15頁。
- (23) 注12に同じ。9頁。
- (24) 注12に同じ。23頁。
- (25) 文部省(1910)『尋常小学読本卷九』(海後宗臣編(1963)『日本教科書大系 近代編 第七巻 国語(四)』講談社、159頁。)
- (26) 注1に同じ。国語科118頁。
- (27) 島田民治(1910)『新国定教科書国語科教授要義』廣文堂書店、333頁。
- (28) 注3に同じ。17頁。
- (29) 注3に同じ。78頁。
- (30) 注12に同じ。38頁。
- (31) 注3に同じ。43頁。
- (32) 注3に同じ。51頁。
- (33) 注3に同じ。61頁。
- (34) 注12に同じ。10頁。
- (35) 注12に同じ。23頁。
- (36) 注12に同じ。46頁。
- (37) 注12に同じ。50頁。
- (38) 注1に同じ。国語科130頁。
- (39) 注3に同じ。17頁。
- (40) 注12に同じ。38頁。
- (41) 注3に同じ。51頁。
- (42) 注3に同じ。62頁。
- (43) 注12に同じ。10頁。
- (44) 注12に同じ。15頁。
- (45) 注12に同じ。23頁。
- (46) 注12に同じ。46頁。
- (47) 注1に同じ。国語科97頁。
- (48) 注14に同じ。89頁。
- (49) 注3に同じ。13頁。
- (50) 注3に同じ。61頁。
- (51) 注1に同じ。国語科147頁。
- (52) 注2に同じ。148頁。
- (53) 注3に同じ。20頁。
- (54) 注12に同じ。41頁。
- (55) 注12に同じ。10頁。
- (56) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編(1910)『尋常小学読本教授要鑑 第二学年用 第一輯』、9-10頁。
- (57) 注3に同じ。6-7頁。
- (58) 注3に同じ。40頁。
- (59) 注1に同じ。国語科50頁。
- (60) 注3に同じ。7頁。
- (61) 注3に同じ。40頁。
- (62) 注12に同じ。8頁。
- (63) 注1に同じ。国語科88頁。
- (64) 注14に同じ。13頁。
- (65) 注3に同じ。41頁。
- (66) 注1に同じ。国語科100頁。
- (67) 注14に同じ。116頁。
- (68) 注3に同じ。13-14頁。
- (69) 注12に同じ。36頁。
- (70) 注3に同じ。61頁。
- (71) 注1に同じ。国語科119頁。
- (72) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編(1910)『尋常小学読本教授要鑑 第五学年用 第三輯』、61-62頁。
- (73) 注3に同じ。17頁。
- (74) 注12に同じ。38頁。
- (75) 注12に同じ。46頁。
- (76) 注3に同じ。43頁。
- (77) 注3に同じ。51頁。
- (78) 注3に同じ。61頁。
- (79) 注1に同じ。国語科134頁。
- (80) 注2に同じ。9頁。
- (81) 注3に同じ。20頁。
- (82) 注1に同じ。国語科142頁。
- (83) 注2に同じ。77頁。
- (84) 注3に同じ。20頁。
- (85) 注12に同じ。41頁。
- (86) 注3に同じ。43-44頁。
- (87) 注3に同じ。62頁。
- (88) 注12に同じ。10頁。
- (89) 注12に同じ。15頁。
- (90) 注12に同じ。24頁。
- (91) 注12に同じ。27頁。
- (92) 注1に同じ。国語科150頁。
- (93) 注2に同じ。173頁。
- (94) 注3に同じ。21頁。
- (95) 注12に同じ。41頁。
- (96) 注3に同じ。62-63頁。
- (97) 注3に同じ。67頁。
- (98) 注12に同じ。10頁。
- (99) 注12に同じ。16頁。
- (100) 注12に同じ。24頁。

※ 本研究はJSPS科研費21K02489の助成を受けたものである。

(2022年8月30日受理)